○平成16年度丸亀市災害援護資金貸付要綱

平成16年11月10日

要綱第26号

（目的）

第１条　この要綱は、丸亀市が香川県の災害援護資金県費貸付金（単県制度によるもの。以下「県費貸付金」という。）を原資として、平成16年台風第16号（以下「台風16号」という。）による災害によって被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第10条第１項の規定により市が貸し付ける災害援護資金を除く。以下同じ。）の貸付けを行い、もって被災した市民の生活の立て直しに資することを目的とする。

（災害援護資金の貸付け）

第２条　市は、台風16号による災害によって被害を受けた世帯であって、法第10条第１項の災害援護資金の貸付けの対象とならない世帯の市民である世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行うことができる。

（災害援護資金の貸付限度額）

第３条　災害援護資金の貸付けの対象となる被害の種類及び程度並びに１世帯当たりの貸付限度額は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 被害の種類及び程度 | 限度額 |
| 家財の損害 | 1,000,000円 |

（利率）

第４条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還期間等）

第５条　災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち３年とする。

２　償還方法は、年賦元利均等償還とする。

（保証人）

第６条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、保証人を立てなければならない。

２　前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第19条の規定による違約金を包含するものとする。

（借入の申込）

第７条　借入申込者は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第１号）を、市長に提出しなければならない。

(１)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(２)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(３)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(４)　保証人となるべき者に関する事項

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(１)　被害を受けた日の属する前年において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(２)　その他市長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書を平成16年12月28日までに提出しなければならない。

（調査）

第８条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第９条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第２号）により、借入申込者に通知するものとする。

２　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第３号）により、借入申込者に通知するものとする。

（契約の締結等）

第10条　貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「貸付内定者」という。）は、速やかに、保証人の連署した金銭消費貸借契約書（様式第４号。以下「契約書」という。）に、貸付内定者及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長へ提出しなければならない。

２　契約書の提出部数は３通とする。

３　市長は、前項の契約書を受理した場合において、特段の事情がないときは、契約を締結しなければならない。

４　市長は、貸付内定者及び保証人に対し、契約書各１通を交付するものとする。

（貸付金の交付）

第11条　市長は前条の契約を締結するときに、貸付内定者に貸付金を交付するものとする。但し、交付方法は市長の定める方法によるものとする。

（氏名等の変更）

第12条　契約書に記載した借受人及び保証人の氏名又は住所が変更したときは、借受人は速やかにその旨を氏名等変更届（様式第５号）により市長に対し届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（督促）

第13条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、速やかに借受人又は保証人に対し、督促状を送付するものとする。

（繰上償還）

第14条　借受人及び保証人は、いつでも繰上償還をすることができる。

２　繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（様式第６号）を市長に提出するものとする。

（償還期限の延長）

第15条　市長は、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、借受人が償還期限までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第７条の規定にかかわらず、償還期限の延長の承認をすることができる。

２　借受人は、償還期限の延長の承認を受けようとするときは、その理由、延長を必要とする期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還期限延長承認申請書（様式第７号）を、市長に提出しなければならない。

３　市長は、償還期限の延長を認める旨を決定したときは、延長を必要とする期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還期限延長承認通知書（様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。

４　前項の規定により償還期限が延長されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、従前の償還期限に償還されたものとみなす。

５　市長は、償還期限の延長を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還期限延長不承認通知書（様式第９号）を、当該借受人に交付するものとする。

（一時償還）

第16条　市長は、借受人が偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払いを怠ったときは、第７条の規定にかかわらず、当該借受人に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を命ずることができる。

（違約金）

第17条　市長は、借受人が支払期日までに償還金を返済しないとき又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わないときは、延滞元利金額につき、年10.75パーセント（年365日の日割計算とする。うるう年の日を含む期間についても同じ。）の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

（償還の完了）

第18条　市長は、借受人又は保証人が借入金の償還を完了したときは、当該借受人及び保証人に償還が完了した旨を通知するものとする。

（その他）

第19条　この要綱に定めるもののほか災害援護資金の貸付に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年11月10日から施行し、平成16年10月１日から適用する。

様式第１号（第７条関係）

災害援護資金借入申込書

書きください。

保証人の方がお

生住教医

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付日 |  | 受付番号 |  | 受付者 |  | 貸付番号 |  |
| 被災日時 | 　　　年　　月　　日　　時 | 災害名 |  |
| 被害の種類 | 家財の損害 | 被害場所 |  |
| 返す方法 | 年賦 | いつまでに返せますか | 　　年　 月（　 回） |
| 借入申込者について | フリガナ |  | 男女 | 明治大正　年 月 日生（ 歳）昭和 |
| 氏名 |  |
| フリガナ |  | 郵便番号 | 電話番号 |
| 住所 | （　　方） | 〒 | 局　番 |
| 職業 |  | 勤務先 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 世帯の状況と収入 | 氏名 | 世帯主との続柄 | 年齢 | 健否 | 職業 | 収入（月収） | 勤務先・学校名 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 収入合計 | 円 | 支出合計 | 円 |
| 資産の状況 | 土地 | (１) 宅地 ㎡(２) 田畑 ㎡(３) 山林 ㎡ | 住居の状況 | (１)　自家　　(２)　借家(３)　借間　　(４)　同居 |
| 建物 | (１)　自宅　　㎡(２)　その他　　㎡ | 生活保護 | 　　　年 　月 　日(　　　)より受給 |
| 負債 | （内容）　　　　　　　　　　（金額）　　　　　　　　　　円 |
| 〔　　　　　　　　　〕連帯保証人 | 氏名 |  | 男・女 | 　 年 月 日生（ 歳） |
| 住所 |  |
| 職業 |  | 月収 | 円 | 申込者との関係 |  | 家族数 | 人 |
| 資産 | 土地 | (１) 宅地　㎡(２) 田畑　㎡(３) 山林　㎡ | 勤務先 | 名称 |  |
| 建物 | (１)　自宅　㎡(２)　その他　㎡ | 所在地 | 電話　　　局　　　番 |
| この災害の前１年以内に被災したことの有無およびその状況 | （状況）（有・無） |
| この災害により世帯主が死亡し、または重度障害者となった事実の有無 | （有・無） |
| 資金の使途 | 資金の使い方総額　　　　　　　　円 | 資金の内訳　　合計　　　　　　　円 |
| に　　　　　　円に　　　　　　円に　　　　　　円に　　　　　　円に　　　　　　円 | 災害援護資金で　　　　　　　　　円手持資金で　　　　　　　　　　　円その他（　　　　）で　　　　　　円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被害の状況 | 被災時の具体的状況 |  |
| 家財の被害 | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 |
| 和だんす |  |  | 婦人用腕時計 |  |  |
| 整理だんす |  |  | 畳（　畳中で　畳が被害） |  |  |
| 洋服だんす |  |  |
| 鏡台 |  |  | 障子 |  |  |
| いす・机 |  |  | ふすま |  |  |
| 本箱・本だな |  |  |  |  |  |
| 食器・戸だな |  |  | 小計 |  |  |
| 食卓・茶ぶ台 |  |  | その他被害にあった家財 |
| げた箱 |  |  |
| 照明器具 |  |  | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 |
| じゅうたん |  |  |
| 扇風機 |  |  |  |  |  |
| 石油ストーブ |  |  |  |  |  |
| 電気やぐらこたつ |  |  |  |  |  |
| 電気冷蔵庫 |  |  |  |  |  |
| 電気・ガス炊飯器 |  |  |  |  |  |
| 電気洗たく機 |  |  |  |  |  |
| 電気掃除機 |  |  |  |  |  |
| ミシン |  |  |  |  |  |
| 電気アイロン |  |  |  |  |  |
| 自転車 |  |  |  |  |  |
| テレビ |  |  |  |  |  |
| ラジオ |  |  |  |  |  |
| 柱時計 |  |  |  |  |  |
| 目覚まし時計 |  |  | 小計 |  |  |
| 紳士用腕時計 |  |  | 合計 |  |  |
| 上記のとおり、災害援護資金を借り入れたいので申込みします。　　年　　月　　日　　　　　　　借入申込者氏名　　　　　　　　印上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。　　年　　月　　日　　　　　　　連帯保証人氏名　　　　　　　　印丸亀市長　　　　　殿 |

様式第２号（第９条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

丸亀市長　　　　　　　　印

災害援護資金貸付決定通知書

　　　　年　　月　　日お申込になりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号　　　　第　　　　　号

貸付金額　　　　金　　　　　円

据置期間　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

償還期間　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

償還方法　　　　年賦元利均等償還

利率　　　　年３パーセント

資金をお渡しする日と手続について

１　貸付金交付日　　　　　　年　　月　　日

２　場所

３　ご持参なさるもの

(１)　この通知書

(２)　同封の金銭消費貸借契約書

(３)　あなたの印鑑

(４)　あなたと連帯保証人の印鑑証明書各一通

様式第３号（第９条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

丸亀市長　　　　　　　　印

災害援護資金貸付不承認決定通知書

　　　　年　　月　　日お申込になりました災害援護資金は、下記の理由で承認しないことになりましたのでお知らせします。

記

（不承認の理由）

様式第４号（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 収入印紙 |
|  |

金銭消費貸借契約書

貸主　丸亀市（以下「甲」という。）と借主　　　　　　（以下「乙」という。）は、次のとおり金銭消費貸借契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙に対し、平成16年度丸亀市災害援護資金貸付要綱に基づき、平成16年台風第16号による災害を受けた世帯の生活の立て直しに資するための災害援護資金として、金銭を貸し付けるものとする。

（貸借）

第２条　甲は、乙に対し、　　　　年　　月　　日金　　　　　　万円を貸し付け、乙は、これを受領した。

（利子）

第３条　災害援護資金の利子は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還期間等）

第４条　災害援護資金の償還期間は、貸付けの日から10年とし、据置期間はそのうち３年とする。

２　償還方法は、年賦元利均等償還とする。

（償還金額）

第５条　乙は、別添元利償還表に記載する償還期限までに、同表に記載する元利償還金を、甲の指定する方法により、甲に支払わなければならない。

（繰上償還）

第６条　乙は、いつでも繰上償還をすることができる。

２　乙は、繰上償還をしようとするときは、事前に、甲の指定する文書を甲に提出しなければならない。

（償還期限の延長）

第７条　乙は、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、償還期限までに償還金を支払うことが著しく困難となったため、償還期限の延長の承認を受けようとするときは、その理由、延長を必要とする期間その他甲が必要と認める事項を記載した文書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

２　前項の規定により償還期限が延長されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、従前の償還期限に償還されたものとみなす。

（一時償還）

第８条　甲は、乙が偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払いを怠ったときは、第５条の規定にかかわらず、乙に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

２　第１項の請求があったときは、乙は、期限の利益を失い、直ちに元利償還金を支払わなければならない。

３　乙が強制執行、破産の宣告、競売、差押え、仮差押え、仮処分、民事再生手続開始の申立てを受けたときは、甲からの一時請求の有無にかかわらず、乙は、期限の利益を失い、直ちに元利償還金を甲に支払わなければならない。

４　前２項の一時償還により、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

（違約金）

第９条　乙が償還期限までに償還金を支払わないとき又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わないときは、乙は延滞元利金額につき、年10.75パーセント（年365日の日割計算とする。うるう年の日を含む期間についても同じ。）の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を甲に支払わなければならない。

（連帯保証人）

第10条　連帯保証人　　　　　　（以下「丙」という。）は、本契約から生ずる一切の債務（前条の規定による違約金を含む。）について保証し、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

２　乙は、丙の死亡、その他連帯保証人としての資格に重要な変更が生じたときは、遅滞なく甲にその旨を届け出るとともに、新たな連帯保証人を設けなければならない。

（氏名住所等の変更）

第11条　乙は、甲に対し、乙及び丙の氏名又は住所が変更したときは、速やかにその旨を甲の指定する文書で届け出なければならない。ただし、乙が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（償還の完了）

第12条　甲は、乙が借入金の償還を完了したときは、乙及び丙にその旨を通知するものとする。

（費用負担）

第13条　乙は、契約書の作成その他の資金貸付手続に関し必要な一切の費用を負担する。

（管轄裁判所）

第14条　本件契約に関し、万一紛争が生じたときは、甲の住所地を管轄する高松地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約を証するためこの証書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　年　　月　　日

（甲）住所

貸主　丸亀市

丸亀市長

（乙）住所

借主　氏名　　　　　　　　　　　印

（丙）住所

連帯保証人氏名　　　　　　　　　　印

様式第５号（第12条関係）

氏名等変更届

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸付番号 |  |  |  |  |
| 借受人 | 氏名 |  | 住所 |  |
| 連帯保証人 | 氏名 |  | 住所 |  |
| ○で囲むこと１　住所変更２　改姓又は改名３　死亡又は行方不明４　その他 | （変更の内容） |
| 災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更したのでお届けします。　　年　　月　　日借受人（又は同居の親族）住所氏名　　　　　　　　印連帯保証人住所氏名　　　　　　　　印丸亀市長　　　　　殿 |

様式第６号（第14条関係）

災害援護資金繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

　　年　　月　　日

借受人

住所

氏名　　　　　　　　印

丸亀市長　　　　　殿

記

貸付番号　　　　　　　第　　　　　号

借受人氏名

貸付を受けた日　　　　　　　年　　月　　日

貸付を受けた金額　　　金　　　　　　　　円

償還期限　　　　　　　　　　年　　月　　日

償還金額　　　　　　　金　　　　　　　　円

償還未済額　　　　　　金　　　　　　　　円

繰上償還をする日　　　　　　年　　月　　日

繰上償還をする金額　　金　　　　　　　　円

様式第７号（第15条関係）

災害援護資金償還期限延長承認申請書

下記のとおり災害援護資金の償還期限の承認を申請します。

　　年　　月　　日

借受人

住所

氏名　　　　　　　　印

連帯保証人

住所

氏名　　　　　　　　印

丸亀市長　　　　　殿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請の理由（具体的に） |  |  |  |  |
| 貸付の条件 | 借入金額 | 金　　　　　　　円 | 貸付番号 |  |
| 据置期間 | ３年 | 希望延長期間等 | 　　　か月ただし　　　　年　月　日第　回償還以降 |
| 償還方法 | 年賦元利均等償還 |
| 償還期間 | 　年　月　日から　年　月　日まで | 変更後の償還期間 | 　年　月　日から　年　月　日まで |
| 延長する償還期限の根拠 | （変更後の償還期限に支払が可能と認められる具体的な理由） |

様式第８号（第15条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

丸亀市長　　　　　　　　印

災害援護資金償還期限延長承認通知書

　　　　年　　月　　日申出のありました償還期限の延長につきましては、下記のとおり承認したのでお知らせします。

記

償還期限延長期間　　　　　　年　　月　　日から　　か月

変更後の償還期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

様式第９号（第15条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

丸亀市長　　　　　　　　印

災害援護資金償還期限延長不承認通知書

　　　　年　　月　　日申出のありました償還期限の延長につきましては、下記の理由により承認しないこととしましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

記

（不承認の理由）

〔参考〕

○平成16年度丸亀市災害援護資金貸付金利子補給事業実施要綱

平成17年１月18日

要綱第１号

（趣旨）

第１条　この要綱は、平成16年台風第16号による災害によって被害を受け、その生活の立て直しのために資金を借り受けた者（以下「借受人」という。）の負担軽減を図るため、市が借受人に対し利子補給金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（利子補給金の交付対象となる償還利子）

第２条　市は、台風16号による災害によって被害を受けた世帯（以下「被災世帯」という。）の世帯主への貸付金の貸付けに係るものであって、次に掲げる償還利子を支払った借受人に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとする。

(１)　丸亀市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第30号）第12条第１項の災害援護資金の貸付け（以下「条例貸付」という。）に係る償還利子（延滞による利子を除く。以下この条において同じ。）

(２)　平成16年度丸亀市災害援護資金貸付要綱（平成16年要綱第26号）第２条第１項の災害援護資金の貸付け（以下「要綱貸付」という。）に係る償還利子

(３)　社会福祉法人香川県社会福祉協議会が行う被災世帯の世帯主等に対する生活福祉資金（災害援護資金に限る。）の貸付け（以下「社協貸付」という。）に係る償還利子

（利子補給金の額）

第３条　市が交付する利子補給金の額は、借受人が支払った前条各号に掲げる償還利子の額とその年利率を1.5パーセントとして計算して得た額のいずれか低い額の範囲内とする。

（利子補給の申込）

第４条　利子補給金の交付を受けようとする借受人（以下「申請者」という。）は、災害援護資金貸付金利子補給申込書（様式第１号。以下「利子補給申込書」という。）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。この場合において、社協貸付については、生活福祉資金貸付決定通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

２　申請者は、前項の利子補給申込書の記載内容について変更が生じた場合は、速やかに災害援護資金貸付金利子補給変更申込書を市長に提出しなければならない。

（結果通知等）

第５条　市長は、前条第１項に規定する利子補給申込書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を災害援護資金貸付金利子補給申込結果通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

（利子補給金交付申請等）

第６条　申請者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、当該年度ごとに災害援護資金貸付金利子補給金交付申請書（様式第３号。以下「交付申請書」という。）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。この場合において、社協貸付については元利償還金の償還を証する書類を添えて提出しなければならない。

２　申請者は、前項の交付申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに災害援護資金貸付金交付変更申請書に変更の内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付決定及び額の確定）

第７条　市長は、前条第１項に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、利子補給金の交付決定及び額の確定をし、その結果を災害援護資金貸付金利子補給金交付決定及び額の確定通知書（様式第４号）により当該申請者に通知するものとする。

（利子補給金の交付）

第８条　市長は、前条の規定により利子補給金を交付すべきものと認めたものについては、利子補給金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第９条　市長は、利子補給金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、申請者が偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消さなければならない。

（利子補給金額に相当する金額の返還）

第10条　市長は、前条の規定により利子補給金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　申請者は、前条第２項の取消しに関し、前項の規定により返還を命じられたときは、当該利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した金額を市に納入しなければならない。

（書類の保管等）

第11条　市長は、当該利子補給事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、利子補給事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管するものとする。

（その他）

第12条　この要綱及び丸亀市補助金等交付規則（昭和57年丸亀市規則第８号）に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年１月18日から施行し、平成16年10月１日から適用する。

様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

丸亀市長　殿

住所

氏名　　　　　　　　印

災害援護資金貸付金利子補給申込書

　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの期間における災害援護資金貸付金利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申込みをします。

記

１　住所

２　氏名

３　貸付種別

４　貸付番号

５　貸付金額

６　貸付年月日　　　　　　　年　　月　　日

７　利子補給期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

※　社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付に係る償還利子の補給については、生活福祉資金貸付決定通知書の写しを添付すること。

様式第２号（第５条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　印

災害援護資金貸付金利子補給申込結果通知書

　　　　年　　月　　日付で申込みのあった災害援護資金貸付金利子補給金については、次のとおり決定したのでお知らせします。

１　承認します。

(１)　住所

(２)　氏名

(３)　貸付種別

(４)　貸付番号

(５)　貸付金額

(６)　貸付年月日　　　　　　　年　　月　　日

(７)　利子補給期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

※　災害援護資金貸付金等に係る借用書、金銭消費貸借契約書又は災害援護資金貸付金利子補給申込書等の記載内容に変更があった場合に変更の届出又は申請を行わなかったとき、又はそれぞれの元利支払日までに元利償還金を返済しないときは、利子補給を受けることができない場合があります。なお、利子補給の支給年度ごとに、利子補給金交付申請書の提出が必要です。

２　承認できません。

（承認できない理由）

様式第３号（第６条関係）

　　年　　月　　日

丸亀市長　殿

住所

氏名　　　　　　　　印

災害援護資金貸付金利子補給金交付申請書

　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの期間における災害援護資金貸付金利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。（なお、利子補給金の交付決定があった場合においては、利子補給金の交付について下記の口座に振込みしてください。）

利子補給金交付申請額　金　　　　　円

１　住所

２　氏名

３　貸付種別

４　貸付番号

５　貸付金額

６　貸付年月日　　　　　　年　　月　　日

７　利子補給期間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

（振込先）

金融機関名　　　　　　　　　　　　　　支店名

口座　　　　　　　　口座種別　　　　　　　口座番号

口座名義人

※　社会福祉協議会が行う生活福祉資金の借入れにあっては、元利償還金の償還を証する書類（納付書又は領収書等）の写しを添付すること。

様式第４号（第７条関係）

番　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　印

災害援護資金貸付金利子補給金交付決定及び額の確定通知書

　　　　年　　月　　日付で申込みのあった災害援護資金貸付金利子補給について、次のとおり、交付決定及び額の確定をしたのでお知らせします。

利子補給金交付決定額　金　　　　　　円

〔参考〕

○平成16年度飯山町災害援護資金貸付要綱

平成16年10月20日

訓令第15号

（目的）

第１条　この要綱は、飯山町（以下「町」という。）が香川県の災害援護資金県費貸付金（単県制度によるもの。以下「県費貸付金」という。）を原資として、平成16年台風第23号（以下「台風23号」という。）による災害によって被害を受けた世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第10条第１条の規定により町が貸し付ける災害援護資金を除く。以下同じ。）の貸付けを行い、もって被災した町民の生活の立て直しに資することを目的とする。

（災害援護資金の貸付け）

第２条　町は、台風23号による災害によって被害を受けた世帯であって、法第10条第１項の災害援護資金の貸付けの対象とならない世帯の町民である世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行うことができる。

（災害援護資金の貸付限度額）

第３条　災害援護資金の貸付けの対象となる被害の種類及び程度並びに１世帯当たりの貸付限度額は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 被害の種類及び程度 | 限度額 |
| 家財の損害 | 1,000,000円 |

（利率）

第４条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還期間等）

第５条　災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち３年とする。

２　償還方法は、年賦元利均等償還（又は半年賦元利均等償還）とする。

（保証人）

第６条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、保証人を立てなければならない。

２　前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第17条の規定による違約金を包含するものとする。

（借入の申込）

第７条　借入申込者は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第１号）を、町長に提出しなければならない。

(１)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(２)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(３)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(４)　保証人となるべき者に関する事項

(５)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

２　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(１)　被害を受けた日の属する前年において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(２)　その他町長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書を平成17年１月20日までに提出しなければならない。

（調査）

第８条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第９条　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第２号）により、借入申込者に通知するものとする。

２　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第３号）により、借入申込者に通知するものとする。

（契約の締結等）

第10条　貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「貸付内定者」という。）は、速やかに、保証人の連署した金銭消費貸借契約書（様式第４号。以下「契約書」という。）に、貸付内定者及び保証人の印鑑証明書を添えて、町長へ提出しなければならない。

２　契約書の提出部数は３通とする。

３　町長は、前項の契約書を受理した場合において、特段の事情がないときは、契約を締結しなければならない。

４　町長は、貸付内定者及び保証人に対し、契約書各１通を交付するものとする。

（貸付金の交付）

第11条　町長は前条の契約を締結するときに、貸付内定者に貸付金を交付するものとする。但し、交付方法は町長の定める方法によるものとする。

（氏名等の変更）

第12条　契約書に記載した借受人及び保証人の氏名又は住所が変更したときは、借受人は速やかにその旨を氏名等変更届（様式第５号）により町長に対し届け出なければならない。但し、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（督促）

第13条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、速やかに借受人又は保証人に対し、督促状を送付するものとする。

（繰上償還）

第14条　借受人及び保証人は、いつでも繰上償還をすることができる。

２　繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（様式第６号）を町長に提出するものとする。

（償還期限の延長）

第15条　町長は、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、借受人が償還期限までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第７条の規定にかかわらず、償還期限の延長の承認をすることができる。

２　借受人は、償還期限の延長の承認を受けようとするときは、その理由、延長を必要とする期間その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還期限延長承認申請書（様式第７号）を、町長に提出しなければならない。

３　町長は、償還期限の延長を認める旨を決定したときは、延長を必要とする期間その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還期限延長承認通知書（様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。

４　前項の規定により償還期限が延長されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、従前の償還期限に償還されたものとみなす。

５　町長は、償還期限の延長を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還期限延長不承認通知書（様式第９号）を、当該借受人に交付するものとする。

（一時償還）

第16条　町長は、借受人が偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払いを怠ったときは、第７条の規定にかかわらず、当該借受人に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を命ずることができる。

（違約金）

第17条　町長は、借受人が支払期日までに償還金を返済しないとき又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わないときは、延滞元利金額につき、年10.75パーセント（年365日の日割計算とする。うるう年の日を含む期間についても同じ。）の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

（償還の完了）

第18条　町長は、借受人又は保証人が借入金の償還を完了したときは、当該借受人及び保証人に償還が完了した旨を通知するものとする。

第19条　この要綱に定めるもののほか、災害援護資金の貸付に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年10月20日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

お書き下さい

保証人の方が

災害援護資金県費貸付金借入申込書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付日 |  | 受付番号 |  | 受付者 |  | 貸付番号 |  |
| 被災日時 | 平成　　年　　月　　日　　時 | 災害名 |  |
| 被害の種類 | 家財の損害 | 被害場所 |  |
| 返す方法 | １　年賦　　　　　　２　半年賦 | いつまでに返せますか | 　年　月（　回） |
| 借入申込者について | フリガナ |  | 男女 | 明治　　　年大正　　　月　　　日生昭和　　　（　　　歳） |
| 氏名 |  |
| フリガナ |  | 郵便番号 | 電話番号 |
| 住所 |  | 〒 | 　　　―　　　　 |
| 職業 |  | 勤務先 | 名称 |
| 所在地 |
| 世帯の状況と収入 | 氏名 | 世帯主との続柄 | 年齢 | 健否 | 職業 | 収入（月収） | 勤務先・学校名 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 収入合計 | 円 | 支出合計 | 円 |
| 資産の状況 | 土地 | ・住宅　　㎡・田畑　　㎡・山林　　㎡ | 住居の状況 |  |
| 建物 | ・自宅　　㎡・その他　　㎡ | 生活保護 | 　　年　月　日　生住より受給　教医 |
| 負債 | （内容）　　　　　　　　　　　　（金額）　　　　　　　　円 |
| 〔　 　　〕連帯保証人 | 氏名 |  | 男・女 | 生年月日 | 　 年　月　日生（　　歳） |
| 住所 |  |
| 職業 |  | 月収 | 円 | 申込者との関係 |  | 家族数 | 人 |
| 資産 | 土地 | ・住宅　 　㎡・田畑　 　㎡・山林　　 ㎡ | 勤務先 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 建物 | ・自宅　　 ㎡・その他 　㎡ | 電話 | ― |
| この災害の前１年以内に被災したことの有無およびその状況 | （状況）（有・無） |
| この災害により世帯主が死亡し、または重度障害者となった事実の有無 | （有・無） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金の使途 | 資金の使い方　総額　　　　　　　円 | 資金の内訳　合計　　　　　　　円 |
| に　　　　　　円に　　　　　　円に　　　　　　円に　　　　　　円に　　　　　　円 | 災害援護資金で　　　　　　円手持資金で　　　　　　　　円その他（　　　　）で　　　円 |
| 被害の状況 | 被災時の具体的状況 |  | 負傷 | 全治　　　　　ケ月 |
| 住居の被害 | (１)　全壊 | (２)　半壊 |
| 家財の被害 | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 |
| 和だんす |  |  | 婦人用腕時計 |  |  |
| 整理だんす |  |  | 畳（　　　畳中で　畳が被害） |  |  |
| 洋服だんす |  |  |  |  |
| 鏡台 |  |  | 障子 |  |  |
| いす・机 |  |  | ふすま |  |  |
| 本箱・本だな |  |  |  |  |  |
| 食器・戸だな |  |  | 小計 |  |  |
| 食卓・茶ぶ台 |  |  | その他被害にあった家財 |
| げた箱 |  |  |
| 照明器具 |  |  | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 |
| じゅうたん |  |  |
| 扇風機 |  |  |  |  |  |
| 石油ストーブ |  |  |  |  |  |
| 電気やぐらこたつ |  |  |  |  |  |
| 電気冷蔵庫 |  |  |  |  |  |
| 電気・ガス炊飯器 |  |  |  |  |  |
| 電気洗たく機 |  |  |  |  |  |
| 電気掃除機 |  |  |  |  |  |
| ミシン |  |  |  |  |  |
| 電気アイロン |  |  |  |  |  |
| 自転車 |  |  |  |  |  |
| テレビ |  |  |  |  |  |
| ラジオ |  |  |  |  |  |
| 柱時計 |  |  |  |  |  |
| 目覚まし時計 |  |  | 小計 |  |  |
| 紳士用腕時計 |  |  | 合計 |  |  |
| 上記のとおり、災害援護資金を借り入れたいので申込みします。平成　　年　　月　　日　　　　　　　借入申込者氏名　　　　　　　　印上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。平成　　年　　月　　日　　　　　　　連帯保証人氏名　　　　　　　　印飯山町長　　　　　殿 |

様式第２号（第９条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

飯山町長　　　　　　　　印

災害援護資金県費貸付金貸付決定通知書

平成　　年　　月　　日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号　　　　第　　　　　号

貸付金額　　　　金　　　　　円

据置期間　　　　平成　　年　　月　　日から　　平成　　年　　月　　日まで

償還期間　　　　平成　　年　　月　　日から　　平成　　年　　月　　日まで

償還方法　　　　（年賦・半年賦）元利均等償還

利子　　　　年３パーセント

資金をお渡しする日と手続きについて

１　貸付金交付日　　　　平成　　年　　月　　日

２　場所

３　ご持参なさるもの

(１)　この通知書

(２)　同封の金銭消費貸借契約書

(３)　あなたの印鑑

(４)　あなたと連帯保証人の印鑑証明書各一通

様式第３号（第９条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

飯山町長　　　　　　　　印

災害援護資金県費貸付金貸付不承認決定通知書

平成　　年　　月　　日お申し込みになりました災害援護金は、下記の理由で承認しないことになりましたのでお知らせします。

記

（不承認の理由）

様式第４号（第10条関係）

金銭消費貸借契約書

貸主飯山町（以下「甲」という。）と借主　　　　　　（以下「乙」という。）は、次のとおり金銭消費貸借契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙に対し、平成16年度飯山町災害援護資金貸付要綱に基づき平成16年台風第23号による災害を受けた世帯の生活の立て直しに資するための災害援護資金として、金銭を貸し付けるものとする。

（貸借）

第２条　甲は、乙に対し、平成　　年　　月　　日金　　　　　万円を貸し付け、乙は、これを受領した。

（利子）

第３条　災害援護資金の利子は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還期間等）

第４条　災害援護資金の償還期間は、貸付の日から10年とし、据置期間はそのうち３年とする。

２　償還方法は、年賦元利均等償還（又は半年賦元利均等償還）とする。

（償還金額）

第５条　乙は、別添元利償還表に記載する償還期限までに、同表に記載する元利償還金を、甲の指定する方法により、甲に支払わなければならない。

（繰上償還）

第６条　乙は、いつでも繰上償還をすることができる。

２　乙は、繰上償還をしようとするときは、事前に、甲の指定する文書を甲に提出しなければならない。

（償還期限の延長）

第７条　乙は、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、償還期限までに償還金を支払うことが著しく困難となったため、償還期限の延長の承認を受けようとするときは、その理由、延長を必要とする期間その他甲が必要と認める事項を記載した文書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

２　前項の規定により償還期限が延長されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、従前の償還期限に償還されたものとみなす。

（一時償還）

第８条　甲は、乙が偽りその他不正な手段により貸付を受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第５条の規定にかかわらず、乙に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

２　第１項の請求があったときは、乙は、期限の利益を失い、直ちに元利償還金を支払わなければならない。

３　乙が強制執行、破産の宣告、競売、差押え、仮差押え、仮処分、民事再生手続開始の申立てを受けたときは、甲からの一時請求の有無にかかわらず、乙は、期限の利益を失い、直ちに元利償還金を甲に支払わなければならない。

４　前２項の一時償還により、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

（違約金）

第９条　乙が償還期限までに償還金を支払わないとき又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わないときは、乙は延滞元利金額につき、年10.75パーセント（年365日の日割計算とする。うるう年を含む期間についても同じ。）の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を甲に支払わなければならない。

（連帯保証人）

第10条　連帯保証人　　　　　　（以下「丙」という。）は、本契約から生じる一切の債務（前条の規定による違約金を含む。）について保証し、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

２　乙は、丙の死亡、その他連帯保証人としての資格に重要な変更が生じたときは、遅滞なく甲にその旨を届け出るとともに、新たな連帯保証人を設けなければならない。

（氏名住所等の変更）

第11条　乙は、甲に対し、乙及び丙の氏名又は住所が変更したときは、速やかにその旨を甲の指定する文書で届け出なければならない。ただし、乙が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（償還の完了）

第12条　甲は、乙が借入金の償還を完了したときは、乙及び丙にその旨を通知するものとする。

（費用負担）

第13条　乙は、契約書の作成その他の資金貸付手続に関し必要な一切の費用を負担する。

（管轄裁判所）

第14条　本契約に関し、万一紛争が生じたときは、甲の住所地を管轄する高松地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約を証するためこの証書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

（甲）住所

貸主　飯山町

飯山町長　　　　　　　　印

（乙）住所

借主　氏名　　　　　　　　　　　印

（丙）住所

連帯保証人氏名　　　　　　　　　　印

様式第５号（第12条関係）

氏名等変更届

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸付番号 |  |  |  |  |
| 借受人 | 氏名 |  | 住所 |  |
| 連帯保証人 | 氏名 |  | 住所 |  |
| ○で囲むこと１住所変更２改姓又は改名３死亡又は行方不明４その他 | （変更の内容） |
| 災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更したのでお届けします。平成　　年　　月　　日借受人（又は同居の親族）住所氏名　　　　　　　　印連帯保証人住所氏名　　　　　　　　印飯山町長　　　　　殿 |

様式第６号（第14条関係）

災害援護資金県費貸付金繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

平成　　年　　月　　日

借受人

住所

氏名　　　　　　　　印

飯山町長　　　　　殿

記

貸付番号　　　　　　　第　　　　　号

借受人氏名

貸付を受けた日　　　　平成　　年　　月　　日

貸付を受けた金額　　　金　　　　　　　　　円

償還期限　　　　　　　平成　　年　　月　　日

償還金額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

償還未済額　　　　　　金　　　　　　　　　円

繰上償還をする日　　　平成　　年　　月　　日

繰上償還をする金額　　金　　　　　　　　　円

様式第７号（第15条関係）

災害援護資金償還期限延長承認申請書

下記のとおり災害援護資金の償還期限の承認を申請します。

平成　　年　　月　　日

借受人

住所

氏名　　　　　　　　印

連帯保証人

住所

氏名　　　　　　　　印

飯山町長　　　　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 申請の理由（具体的に） |  |
| 貸付の条件 | 借入金額 | 金　　　　　　　円 | 貸付番号 |  |
| 据置期間 | ３年 | 希望延長期間等 | 　　　ケ月ただし平成　年　月　日第　回償還以降 |
| 償還方法 | （年賦・半年賦）元利均等償還 |
| 償還期間 | 平成　 年 月 日から平成　 年 月 日まで | 変更後の償還期間 | 平成　 年 月 日から平成　 年 月 日まで |
| 延長する償還期限の根拠 | （変更後の償還期限に支払が可能と認められる具体的な理由） |

様式第８号（第15条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

飯山町長　　　　　　　　印

災害援護資金償還期限延長承認通知書

平成　　年　　月　　日申出のありました償還期限の延長につきましては、下記のとおり承認したのでお知らせします。

記

償還期限延長期間　　平成　　年　　月　　日から　　か月

変更後の償還期間　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

様式第９号（第15条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

飯山町長　　　　　　　　印

災害援護資金償還期限延長不承認通知書

平成　　年　　月　　日申出のありました償還期限の延長につきましては、下記の理由により承認しないこととしましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

記

（不承認の理由）

〔参考〕

○平成16年度飯山町災害援護資金貸付金等利子補給事業要綱

平成16年10月20日

訓令第16号

（趣旨）

第１条　飯山町は、平成16年台風第23号による災害に被災し、その生活の立て直しのために資金を借り受けた者（以下「借受人」という。）の負担軽減を図るため、借受人に対し、予算の範囲内において利子補給金の交付を行うこととし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

（利子補給の対象となる利子）

第２条　前条に規定する利子補給の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(１)　飯山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第16号）第12条第１項に規定する災害援護資金の貸付け（以下「条例貸付」という。）に係る利子（延滞利子を除く。以下同じ。）

(２)　平成16年度飯山町災害援護資金貸付要綱（平成16年10月20日制定）第２条に規定する災害援護資金の貸付け（以下「要綱貸付」という。）に係る利子

(３)　「生活福祉資金の貸付について」（平成２年８月14日付け厚生省社第398号通知）に基づき（福）香川県社会福祉協議会が行う生活福祉資金（災害援護資金（重複貸付に係る住宅資金を含む。））の貸付け（以下「社協貸付」という。）に係る利子

（利子補給率）

第３条　飯山町が負担する利子補給率は、年1.5パーセントとする。

（利子補給の申込）

第４条　利子補給を受けようとする借受者（以下「申請者」という。）は、利子補給申込書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。この場合において、社協貸付については貸付決定通知書の写しを添えて提出しなければならない。

２　申請者は、前項の利子補給申込書の記載内容について変更が生じた場合、速やかに変更申込書を町長に提出しなければならない。

（結果通知等）

第５条　町長は、前条第１項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を利子補給申込結果通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、申請者名簿（様式第３号）を整備し、知事に報告を行うものとする。

（利子補給金交付申請書等）

第６条　申請者は、利子補給の交付を受けようとするときは、当該年度ごとに、利子補給金交付申請書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　元利償還金の償還を証する書類（納付書又は領収書等）

(２)　その他町長が必要と認める書類

２　申請者は、前項の利子補給金交付申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに交付変更申請書に変更の内容を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

（利子補給の交付決定及び額の確定）

第７条　町長は、前条第１項に規定する利子補給金交付申請書の提出があったときは、その適否を審査し、利子補給を行うべきものと認めたときは、利子補給の交付決定及び額の確定をし、利子補給金交付決定及び額の確定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（利子補給金の通知）

第８条　町長は、前条の規定により利子補給を行うべきものと認めたものについては、利子補給金を交付するものとする。

（決定の取消）

第９条　町長は、申請者が偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたときは、利子補給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（利子補給金額に相当する金額の返還）

第10条　町長は利子補給の決定を取り消した場合において、利子補給事業の当該取消にかかる部分に関し、既に利子補給が行われているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

２　申請者は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、当該利子補給金を受け入れた日から履行するまでの期間に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した金額を町に納入しなければならない。

（書類の保管等）

第11条　町長は、当該利子補給事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、利子補給事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管するものとする。

（雑則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、利子補給事業に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成16年10月20日から適用する。

様式第１号（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

飯山町長　　　　　殿

住所

氏名　　　　　　　　印

平成16年飯山町災害援護資金貸付金等利子補給申込書

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの期間における、平成16年飯山町災害援護資金貸付金等利子補給の交付を受けたいので、平成16年飯山町災害援護資金貸付金等利子補給事業要綱により、関係書類を添えて次のとおり利子補給の申込みをします。

※社会福祉協議会が行う生活福金の貸付にあっては、貸付決定通知書の写しを添付すること。（条例貸付及び要綱貸付の場合は不要。）

１　住所

２　氏名

３　貸付種別

４　貸付番号　　第　　　　　号

５　貸付金額　　金　　　　　円

６　貸付年月日　　平成　　年　　月　　日

７　利子補給期間　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日

様式第２号（第５条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

飯山町長　　　　　　　　印

平成16年飯山町災害援護資金貸付金等利子補給申込結果通知書

平成　　年　　月　　日付けで申し込みのあった平成16年飯山町災害援護資金貸付金等利子補給については、下記のとおり承諾したのでお知らせします。なお、利子補給の支給年度ごとに、利子補給金交付申請書の提出が必要です。（ただし、災害援護資金貸付金等に係る借用書、金銭消費貸借契約書又は災害援護資金貸付金等利子補給申込書等の記載内容に変更があった場合に変更の届出又は申請を行わなかったとき、また、それぞれの元利支払日までに元利償還金を返済しないときなど、利子補給を受けることができない場合があります。）

記

１　住所

２　氏名

３　貸付種別

４　貸付番号　　　　第　　　　　号

５　貸付金額　　　　金　　　　　円

６　貸付年月日　　　平成　　年　　月　　日

７　利子補給期間　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日

８　償還予定表及び利子補給予定額表（半年賦償還の場合）　（単位；円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 元利支払日 | 未償還元金 | 償還年次表 | 利子補給予定額 | 利子補給支給年度 |
| 17 |  |  | 元金 | 利子 | 計 |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |

（注）利子補給は、償還元利金の納付時期によって翌年度になる場合があります。

様式第３号（第５条関係）

申請者名簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 住所 | 氏名 | 貸付種別 | 貸付金額 | 貸付年月日 | 償還期間 | 貸付利率 | 年賦半年賦 | 償還利子合計 | 町利子補給予定額 | 県補助予定額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第４号（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

飯山町長　　　　　殿

住所

氏名　　　　　　　　印

平成16年度飯山町災害援護資金貸付金等利子補給金交付申請書

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの期間における平成16年飯山町災害援護資金貸付金等利子補給金の交付を受けたいので、平成16年飯山町災害援護資金貸付金等利子補給事業要綱により関係書類を添えて下記のとおり利子補給金の交付を申請します。（なお、利子補給金の交付決定があった場合において、利子補給金の交付については下記の口座に振込みしてください。）

※生活福祉資金の借入れにあっては、元利償還金の償還を証する書類（納付書又は領収書等）の写しを添付すること。

記

１　利子補給金交付申請額　　　金　　　　　円

２　住所

３　氏名

４　貸付種別

５　貸付番号　　　　　　　　　第　　　　　号

６　貸付金額　　　　　　　　　金　　　　　円

７　貸付年月日　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

８　利子補給期間　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日

９　振込先

振込先金融機関（金融機関名）　　　　　　　（支店名）

口座（口座種別）　　　　　　（口座番号）

（口座名義人）

様式第５号（第７条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

飯山町長　　　　　　　　殿

平成16年飯山町災害援護資金貸付金等利子補給金交付決定及び額の確定通知書

平成　　年　　月　　日付けで申込みのあった平成16年飯山町災害援護資金貸付金等利子補給については、平成16年飯山町災害援護資金貸付金等利子補給事業要綱に基づき、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたのでお知らせします。

記

１　住所

２　氏名

３　利子補給金交付決定額　　金　　　　　　　　　　円